

福岡市屋外広告物規格基準等が 変わりました！

概要版

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。無秩序な氾濫によって都市の景観や風致を損なうことがあるため、市民共有の財産である景観を快適で良好なものに感じられるよう、周辺との調和に配慮する必要があります。

そのため、福岡市では屋外広告物の地域区分を新たに設定し、これまでの規格基準等を見直しました。その他にも、LEDビジョン等の設置の制限や管理者の資格などを定め、**平成28年10月1日より**運用しています。

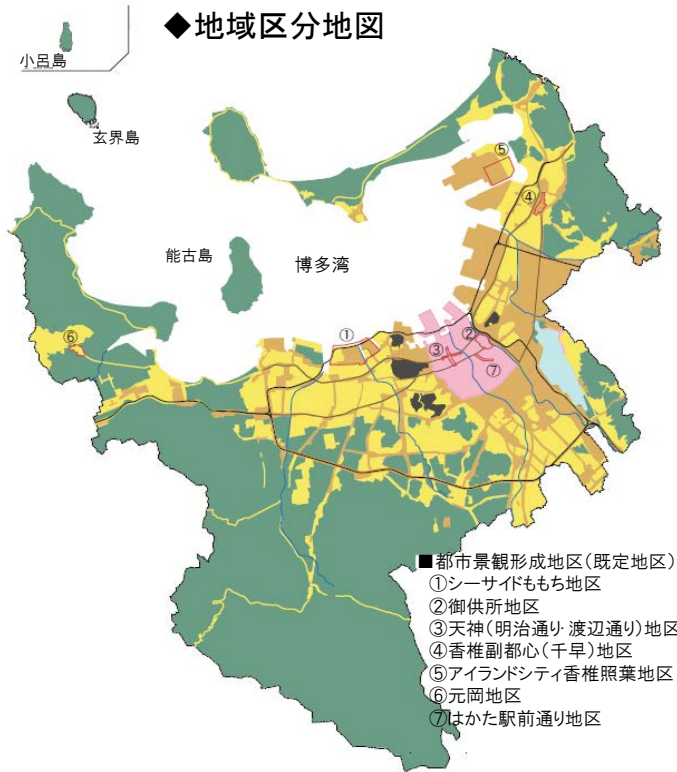
1 地域区分の設定及び規格基準の見直し

全市一律の規格基準について、地域特性や周辺環境との調和等に配慮して地域区分を設定し、その地域ごとに対応した規格基準となるよう見直しました。

◆地域区分の設定

- **都心部・空港周辺地域**
【対象地域】福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺
- **商業・沿道系地域**
【対象地域】第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特定流通業務施設区域
- **住居系地域**
【対象地域】第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、種住居地域、沿道サービス施設指定路線
- **自然・低層住居系地域**
【対象地域】第一種低層住居専用地域、市街化調整区域(空港を除く)小呂島、玄界島
- **空港地域**
【対象地域】空港敷地
- **都市景観形成地区(既定地区)** 図中の7地区

◆地域区分地図

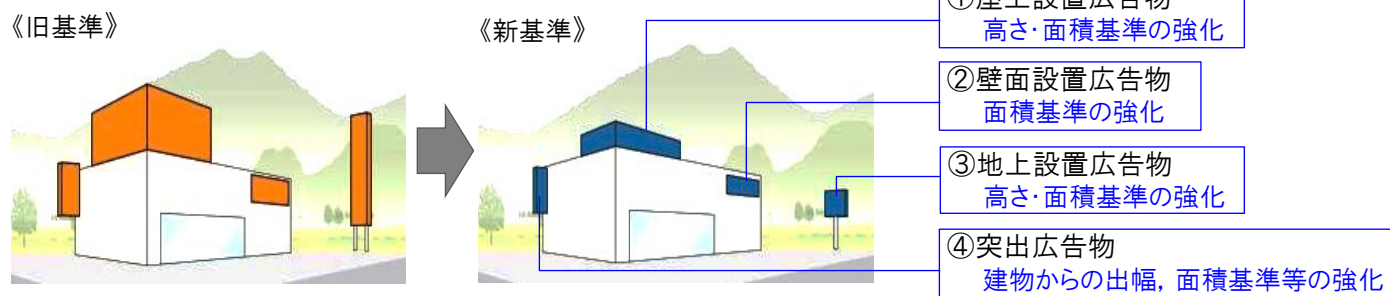


◆地域別新規格基準(広告物の種別は一部抜粋)

広告物種別	都心部・空港周辺地域	商業・沿道系地域	住居系地域	自然・低層住居系地域	空港地域	旧基準
屋上設置	・建物高さの2/3以下で地上から51m以下	・建物高さの2/3以下で地上から51m以下 ・面積計50㎡以内	・建物高さの1/2以下で地上から51m以下 ・面積計20㎡以内	・建物高さの1/3以下で地上から51m以下 ・面積計10㎡以内	・建物高さの2/3以下で地上から51m以下 ・面積計50㎡以内	・建物高さの2/3以下で地上から51m以下
地上設置	・高さ30m以下 ・面積計:高さ10m以下は50㎡以内、高さ30m以下は規格なし	・高さ20m以下 ・面積計50㎡以内	・高さ10m以下 ・面積計20㎡以内	・高さ6m以下 ・面積計10㎡以内	・高さ20m以下 ・面積計50㎡以内	・広告板:高さ10m以下で面積計50㎡以内 ・広告塔:高さ30m以下で面積規格なし

※空港地域は空港運営上必要なものに限る。
※都市景観形成地区(既定地区)は、別途地区ごとの規格が定められている。

◇新規格基準適用による広告景観のイメージ(例:自然・低層住居系地域)

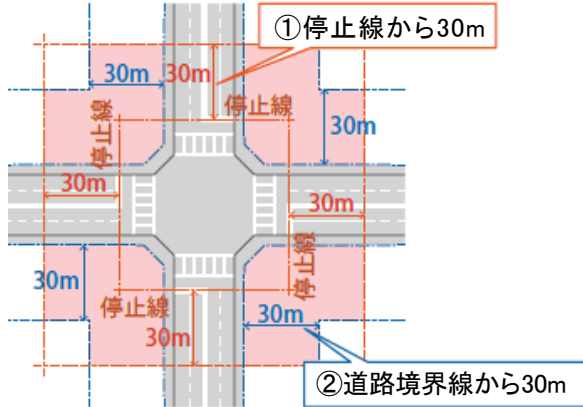


2 LED・液晶ビジョンなどを設置する地域や場所の制限（交通安全への配慮）

◆ LED・液晶ビジョンなどの設置の制限

設置可能な地域： 都心部・空港周辺地域 商業・沿道系地域 空港地域
設置できない地域： 住所系地域 自然・低層住居系地域

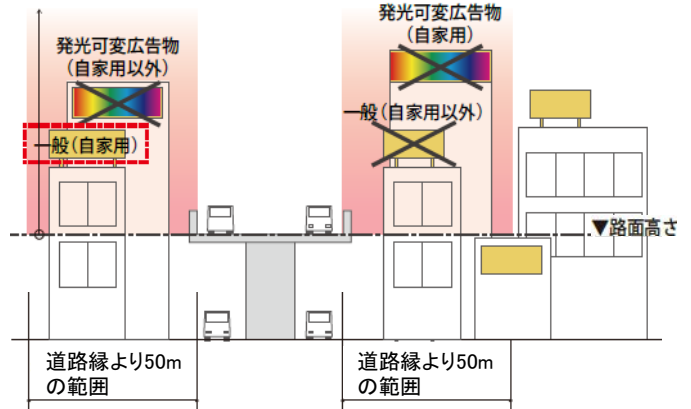
※設置可能な地域内でも、4車線以上の交差点では条件が付きます。



交差点の停止線及び道路境界から30mの範囲では、信号機の高さを下回らないよう高さは地上から10m以上とします。

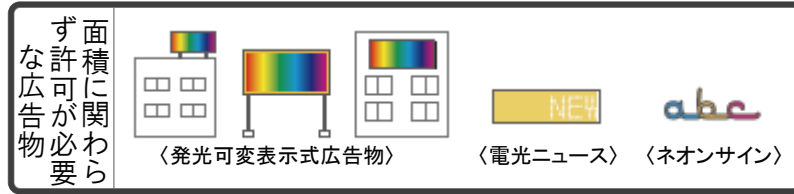
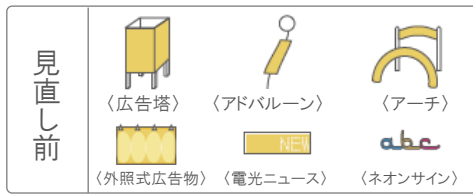
◆ 福岡高速道路等における広告物の設置制限

福岡高速道路及び西九州自動車道から眺望できないものを除き、各道路縁より50m以内かつ路面高さ以上の範囲への設置を禁止します。ただし一般広告物のうち自家用で許可を受けたものは設置することができます。



3 小規模でも許可が必要な自家用広告物の見直し

自家用広告物は、面積が10㎡（禁止区域にあつては5㎡）以下であれば基本的に許可を受けることなく表示・設置できます。面積に関わらず許可を受ける必要がある自家用広告物の種類を見直しました。



4 屋外広告物管理者の選任及び資格要件の設定

広告主や看板所有者等は、広告物を管理する者を定めて補修その他の必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

高さが4mを超える広告塔、広告板（工作物確認申請物件）の類は、構造や照明等の専門的な知識が要求されることから、管理者は次のいずれかの資格を有していることが必要です。（10月1日以前に許可を受けている広告物は次の更新時から適用します。）

- (1)屋外広告士
- (2)建築士
- (3)ネオン工事に係る特種電気工事資格者
- (4)電気主任技術者
- (5)福岡市屋外広告業登録業者に在職している次のいずれかに該当する者
 - ① 屋外広告物講習会を修了した者（福岡市又は他の自治体によるもの）
 - ② 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者（いずれも広告美術仕上げに係るもの。）

5 新規格基準等の適用時期及び許可を受けている広告物の取り扱い

新規格基準は、平成28年10月1日以降に許可申請がされたものから適用します。10月1日以前に申請されたものは従前の規格基準を適用します。既に許可を受けたものは継続して表示、設置できますが、作り直しや広告物を追加した場合は新規格基準が適用されます。

問い合わせ先 / ホームページ

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

電話番号：092-711-4395 FAX番号：092-733-5590

E-mail: toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

屋外広告物規格基準等見直しの詳細については、福岡市屋外広告物ホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/okugaikoukokubutsu/adver.html>